



各 位

平成 24 年 3 月 16 日

会 社 名 エナジーサポート株式会社

代表者名 代表取締役社長 吉村亜東司  
(コード番号 6646 名証二部・大証二部)

問合せ先 常務取締役管理本部長 村山幹樹  
(TEL0568-67-0851)

## 普通株主による種類株主総会招集のための 基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 16 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月下旬開催予定の当社の第 64 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本定時株主総会と併せて「本株主総会」といいます。）に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成24年3月31日（土）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告（以下「本基準日設定公告」といいます。）をいたします。

- (1) 基準日 平成24年3月31日（土曜日）
- (2) 公告日 平成24年3月16日（金曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.energys.co.jp>

#### 2. 本株主総会の日程・付議議案等について

当社は、平成23年11月28日付け当社プレスリリース「支配株主である日本碍子株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本定時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された当社の普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。当社は、本定時株主総会において上記①の議案が決議されますと種類株式発行会社となりますので、上記②の定款の一部変更を行うためには、株主総会決議のほか、会社法第111条第2項第1号により、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要になります。そこで、当社は、本定時株主総会と併せて本種類株主総会を開催することを予定しており、本基準日設定公告により、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定しております。

なお、本株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上